

議員提出第20号議案

神戸市議会基本条例の一部を改正する条例の件

神戸市議会基本条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年3月27日提出

提出者 神戸市会議員

松本 しゅうじ	坊 池 正	平 井 真千子
山 口 由 美	河 南 忠 和	しらくに高太郎
山下 てんせい	五 島 大 亮	植 中 雅 子
吉 田 健 吾	上 畠 寛 弘	平 野 達 司
大 野 陽 平	浅 井 美 佳	大井 としひろ
高 橋 としえ	住本 かずのり	外 海 開 三
三木しんじろう	黒 田 武 志	山本 のりかず
ながさわ 淳一	さとう まちこ	川 口 まさる
原 直 樹	なんの ゆうこ	のまち 圭 一
岩谷 しげなり	吉 田 謙 治	壬 生 潤
菅 野 吉 記	堂 下 豊 史	高 瀬 勝 也
徳 山 敏 子	門 田 まゆみ	宮 田 公 子
細 谷 典 功	坂 口 有希子	萩 原 泰 三
岩 佐 けんや	松 本 のり子	森 本 真
大かわら 鈴子	西 ただす	赤田 かつのり
味口 としゆき	朝 倉 えつ子	森 田 たき子
前 田 あきら	川 内 清 尚	よこはた 和幸
伊 藤 めぐみ	諫 山 大 介	や の こうじ
か じ 幸 夫	木戸 さだかず	あわはら 富夫
香 川 真 二	平 野 章 三	上 原 みなみ
村 上 立 真		

神戸市議会基本条例の一部を改正する条例

神戸市議会基本条例（平成24年6月条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び

第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>日本国憲法は、地方公共団体において、議会の議員と長をそれぞれ住民が直接選挙し、議事機関としての合議制の議会と執行機関としての独任制の長という2つの代表機関を設置するという、二元代表制を採用している。</p> <p>この2つの代表機関は、相互に独立・対等の立場で、互いに尊重し、抑制と均衡を保ちながら、それぞれの特性を生かすことにより、その役割を果たすことが求められている。</p> <p>一方、社会情勢に目を転じると、人口減少・少子高齢化社会の到来、家族やコミュニティの機能の変容を始めとする時代潮流の中で、住民に身近な行政の果たすべき役割は従来にも増して大きくなってきており、地方公共団体は、これまで以上に住民の信託に応えられる存在に進化を遂げなければならない。</p> <p>このような中、平成23年には、国の</p>	<p>日本国憲法は、地方公共団体において、議会の議員と長をそれぞれ住民が直接選挙し、議事機関としての合議制の議会と執行機関としての独任制の長という2つの代表機関を設置するという、二元代表制を採用している。</p> <p>この2つの代表機関は、相互に独立・対等の立場で、互いに尊重し、抑制と均衡を保ちながら、それぞれの特性を生かすことにより、その役割を果たすことが求められている。</p> <p>一方、社会情勢に目を転じると、人口減少・少子高齢化社会の到来、家族やコミュニティの機能の変容を始めとする時代潮流の中で、住民に身近な行政の果たすべき役割は従来にも増して大きくなってきており、地方公共団体は、これまで以上に住民の信託に応えられる存在に進化を遂げなければならない。</p> <p>このような中、平成23年には、国の</p>

法令による地方公共団体への「義務付け・枠付けの見直し」が行われ、条例制定権の自主性及び自由度を高めることを狙いとした「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）」が成立するなど、近年、地域のことは地域が決めるという住民による行政を実現しようとする方向への転換が進められており、このような住民の信託に応えるためには、住民に身近な存在であるとともに、多様な意見を反映することができる議会の更なる充実・強化が求められている。

さらに、令和5年には、地方自治法（昭和22年法律第67号）が改正され、議会の位置付けとして、議事機関として住民が選挙した議員をもって組織されること、役割として、議決により地方公共団体の重要な意思を決定すること並びに検査及び調査その他の権限を行使すること、議員の職務として、住民の負託を受け、誠実にその職務を行うことが明文化された。この法改正を踏まえて、多様な層の住民の議会への参画を促すため、議会の重要な役割について、広く住民に理解が得られるよう取り組んでいかなければならない。

法令による地方公共団体への「義務付け・枠付けの見直し」が行われ、条例制定権の自主性及び自由度を高めることを狙いとした「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）」が成立するなど、近年、地域のことは地域が決めるという住民による行政を実現しようとする方向への転換が進められており、このような住民の信託に応えるためには、住民に身近な存在であるとともに、多様な意見を反映することができる議会の更なる充実・強化が求められている。

平成7年の阪神・淡路大震災の発生時には、即座に行動を起こし、国会又は関係行政庁への強力な働きかけを行うなどして、未曾有の難局を市民と共に乗り越えてきた本市会は、この貴重な経験を生かし、市民の積極的な参加を得ながら、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）とは緊張感がある関係を保ち、独立・対等の立場において、多様な観点から政策決定を行い、並びに市長等の事務の執行に対する監視及び評価を行うとともに、政策立案に努め、独自の政策提案・提言を行うことにより、これらの責務を果たそうとするものである。

ここに、本市会は、日本国憲法に定める二元代表制の下、多元的な利益を反映することができる合議制である議会と、行政分野において専門性の高い独任制である市長が、それぞれの特性を生かし、お互い補完し合いながら、切磋琢磨することにより、地方自治の本旨に基づく市民の信託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定するものである。

（議決事件）

第8条 地方自治法第96条第2項に規定する条例で定める議会の議決すべき事件は、次に掲げるものとする。

平成7年の阪神・淡路大震災の発生時には、即座に行動を起こし、国会又は関係行政庁への強力な働きかけを行うなどして、未曾有の難局を市民と共に乗り越えてきた本市会は、この貴重な経験を生かし、市民の積極的な参加を得ながら、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）とは緊張感がある関係を保ち、独立・対等の立場において、多様な観点から政策決定を行い、並びに市長等の事務の執行に対する監視及び評価を行うとともに、政策立案に努め、独自の政策提案・提言を行うことにより、これらの責務を果たそうとするものである。

ここに、本市会は、日本国憲法に定める二元代表制の下、多元的な利益を反映することができる合議制である議会と、行政分野において専門性の高い独任制である市長が、それぞれの特性を生かし、お互い補完し合いながら、切磋琢磨することにより、地方自治の本旨に基づく市民の信託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定するものである。

（議決事件）

第8条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項に規定する条例で定める議会の議決すべき事件は、

(1)、(2) [略]

(主権者教育)

第16条の2 議会は、主権者教育に係る取組として、市の区域内の学校その他の教育機関と連携し、及び協働しながら、児童及び生徒に対し、議会及び議員の活動を伝え、理解を深めるための機会を積極的に提供しよう努めるものとする。

次に掲げるものとする。

(1)、(2) [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

議会の主権者教育に係る取組を定めるに当たり、条例を改正する必要があるため。